

荒尾支援学校 修学旅行請負業者選定要領

1 趣旨

熊本県立荒尾支援学校では、R8年度（2026年度）の修学旅行の請負業者の選定を目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業内容

- (1) 小・中・高一般学級の修学旅行案の企画立案
- (2) 小・中・高一般学級の修学旅行の実施

3 全体スケジュール

(1) 小・中一般学級

令和8年（2026年）2月 2日 業者選定要綱・要領・学校提案仕様の決定
2月 3日 HPにアップロード、公募開始
2月 4日 プロポーザル参加申請・質疑受付開始
2月 19日 プロポーザル参加申請・質疑受付締切
2月 20日 提案書等受付開始
3月 2日 提案書等受付締切
3月 9日 プラン説明会 小一般学級 10:00開始
中一般学級 11:00開始
3月 16日 業者決定通知

(2) 高一般学級

令和8年（2026年）2月 5日 業者選定要綱・要領・学校提案仕様の決定
2月 6日 HPにアップロード、公募開始
2月 16日 プロポーザル参加申請・質疑受付開始
3月 3日 プロポーザル参加申請・質疑受付締切
3月 4日 提案書等受付開始
3月 11日 提案書等受付締切
3月 18日 プラン説明会 11:00開始
3月 26日 業者決定通知

4 プロポーザルの概要

(1) 名称

荒尾支援学校 修学旅行請負業者選定プロポーザル

(2) 選考方法

公募型プロポーザル

(3) 参加資格

ア 九州管内に旅行の企画・運営を業とする本社・支社、営業所等を有し、業務の実施に当たり担当者との協議を密に行える体制であること。

- イ 参加表明書提出日現在（以下、「審査基準日」という。）において、営業開始後1年以上経過している者、又は営業を停止若しくは休止していた者にあっては、審査基準日において営業再開後1年以上を経過している者。
- ウ 消費税及び地方消費税、並びに熊本県税に未納が無いこと。
- エ 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第10条の規定により入札参加資格を取り消された者にあっては、審査基準日においてその処分から2年以上を経過している者。
- オ 審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- カ 審査基準日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程による再生手続開始の申立てを行った者又は申し立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- キ 審査基準日において、熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- ク 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「3 全体スケジュール」にある「プロポーザル参加申請締切」までに、「参加表明書」に「参加資格に関する調書」及び「誓約書」を添えて、末尾担当者宛て提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルに参加することができないので、留意すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、上記提案書等受付開始までに『辞退届』（任意様式可）を提出すること。

6 企画提案書等の提出

熊本県会計規則その他関係規定を承知のうえ、提案書等受付締切までに提案企画書（任意様式）正本1部、副本8部を末尾担当者宛てに提出すること。なお、正本には代表者印を押印すること。また、提案書中には以下のことを記載すること。

- (1) 行程案
- (2) 会社概要及び実務実施体制
- (3) 業者選定後のスケジュール
- (4) 類似業務の実績（できるだけ特別支援学校の実績を記載すること。）
- (5) 旅行代金見積書（児童生徒・職員ごと一人あたりの予定価格）
- (6) その他、プラン説明に必要なパソコン等（当日持込可）

※ 提案書はA4サイズとし、それぞれ1部ずつ綴じ込みを行うこと。

※ 提出期限後の提出物の修正・変更は認めない。

7 質疑の受付と回答

質疑はEメールにて末尾担当者宛て送付すること（メールベタ打ちでよい。）。

質疑への回答は質疑のあった日から5日以内に、質問内容と共に全業者に回答する。

なお、本回答をもって、実施要領の内容が加除・修正されたものとみなす。

8 旅行実施における配慮について

本校提案の仕様書で示す要望等の趣旨を理解し、本要領で示したスケジュールの遵守に努め、選定委員会と協力して検討していくことができる事業者を募集する。

本校提案の仕様書で示す要望等は必須ではないが、要望を満たし、上回った点数の寡多は、価格と共に選定の要件とするため、十分に考慮すること。

（1）契約期間及び予定数量

小・中・高一般学級それぞれ異なる。

詳細は仕様書を参照すること。

（2）予算額

小・中・高一般学級それぞれ異なる。

詳細は仕様書を参照すること。

見積額は消費税及び地方消費税額を含むこと。

9 プラン説明会について

提出された提案書等（サンプルを含む本プロポーザルに係る資料として提出されたもの）に基づき、次のとおりプラン説明会を実施する。

（1）実施日時及び場所

日時：「3 全体スケジュール」のとおり

場所：小中一般学級：熊本県立荒尾支援学校小・中・高重複学級校舎

高一般学級：熊本県立荒尾支援学校高一般学級校舎

※ 順番は提案書類提出順とし、時間帯は提出時に連絡する。

（2）所要時間

企画提案書に基づくプラン説明 15分 質疑応答 10分 計25分

（3）出席者数

事業者1者につき3名以内とする。

（4）その他

① 説明は、事前に提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等及びサンプルの範囲内で行うこととし、追加資料の配布・使用は認めない。

② 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター（HDMIケーブル含む）が必要な場合は、当選定委員会が用意する。

10 選定方法等について

（1）審査

審査は、提案書等に記載された内容及びプラン説明と質疑応答の内容を選定委員会が別紙の審査表に基づき審査し、審査結果の点数が最も高い事業者を契約候補者とする。

点数が最も高い事業者が複数いた場合は、その事業者の中で、各審査員による決選投票を行い、契約候補者を決定する。

参加した事業者が1社の場合は、上記と同様に審査し、予定価格以下かつ審査員の評価の平均が1／2以上を満たせば、契約候補者とする。

(2) 結果通知

審査の結果は、「3 全体スケジュール」にて示した日までに、本プロポーザルに参加した全事業者に対し書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申立ては、一切受け付けないものとする。

1 1 契約について

(1) 契約交渉

審査の結果、契約候補者として決定した事業者と本件の契約交渉を行う。

なお、下記のいずれかに該当し、その事業者と契約が締結することができない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ア プロポーザルへの参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- イ 契約交渉が成立しないとき、又は契約候補者が本件の契約を辞退したとき。
- ウ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- エ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約書作成 必要

(3) 契約の締結期限

契約の相手方決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1号第1項各号に掲げる日は算入しない。）を経過した日。

(4) 落札者からの契約締結の申出期限

契約の相手方決定の日から起算して5日（不算入日同上）を経過した日。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出書類及び見本の作成等に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル後、提出書類の返却は行わない。
- (3) 契約後に旅行内容が最終決定した後は、最終仕様書を提出すること。
- (4) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。

1 3 問い合わせ及び提出先

熊本県立荒尾支援学校 担当：事務長 服部

〒864-0032 熊本県荒尾市増永西長浦2299-3

T E L : 0968-62-1131 / F A X : 0968-69-1064

e-mail : hattori-y-ks@pref.kumamoto.lg.jp